

レセプトオンライン請求システムに係る安全対策規程

制定 平成 23 年 4 月 1 日

レセプトオンライン請求システムに係る安全対策規程

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、エイチ・アイ・エス健康保険組合（以下「当組合」という。）において、オンライン請求システムで使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般について、その取り扱い並びに管理に関する事項を定め、被保険者及び被扶養者の氏名や傷病名等の慎重な取り扱いを要する個人情報を適切に保護し、業務を円滑に遂行することを目的とする。

(組織・体制)

第2条 当組合にオンライン請求システム管理者（以下「システム管理」という。）を置き、常務理事をもってこれに充てる。

2 システム管理者は、オンライン請求システムに関する情報管理及び運用について、情報管理責任者として事務長を指名する。

3 情報管理責任者は、システム管理者の指示により、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定め、非常時においても参照できるように保管する。

(情報の分類と管理)

第3条 情報管理責任者は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、組織内で重要度の度合いを共有するため、各々の情報の機密性を踏まえ、次の重要性分類に従って分類する。

(1) 極秘扱いのもの（機密性が極めて高い情報の種別でレセプトデータをいう。）

(2) 秘密扱いのもの（特定の範囲に限り開示することができる機密性の高い情報の種別で実施手順（マニュアル）をいう。）

(3) 公開扱いのもの（特に機密性はなく、広く一般に公開可能である情報をいう。）

2 情報管理責任者は、オンライン請求システムで取り扱う情報について、ファイル名又は記録媒体等に情報の分類が分かるように表示をする等適切な管理を行わなければならない。

(受信機器の取扱)

第4条 情報管理責任者は、関係者以外の者がオンライン請求システムを操作できないよう適切な処置を施すものとする。

2 オンライン請求システムの受信機器は、原則としてオンライン請求業務のみに使用するものとする。

(システム管理者)

第5条 システム管理者の責務は次の各号のとおりとする。

(1) オンライン請求システムに関する受信機器の設定変更、更新を行う管理者権限等これらの運用における最終的な責任を負う。

(2) 受信機器やソフトウェアに変更があった場合、情報管理責任者に指示し利用者がオンライン請求業務の遂行を断続的にできるよう環境を整備しなければならない。

(3) システムの利用者を特定し、本規程及びオンライン請求システムの実地手順（マニュアル）に定められている事項を遵守するよう指導しなければならない。

(システムの利用者)

第6条 システムの利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 本規程及びオンライン請求システムの実地手順（マニュアル）に定められている事項を遵守しなければならない。

- (2) システム管理者の許可を得ず、受信機器及び記録媒体等を事務所外へ持ち出ししてはならない。
- (3) オンライン請求システムを正しく利用するための教育と訓練を受けなければならない。
- (4) 職務上知り得た情報については、別に定める個人情報保護管理規程を遵守しなければならない。
- (5) 個人情報の漏洩及び改ざんが生じた場合、並びにそれが生じる恐れがある場合には、速やかに情報管理責任者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- (6) 情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等については、速やかにシステム管理者又は情報管理責任者に相談し、指示を仰がなければならない。
- (7) 関係者以外の者が不正にオンライン請求システムを利用できないようにユーザ ID 及びパスワード等を、適切に管理しなければならない。

(ソフトウェアの管理)

第7条 情報管理責任者は、受信機器にコンピュータウイルス対策ソフトウェアをインストールするとともに、定期的にコンピュータウイルスのチェックを行い、感染の防止に努めなければならない。

(運用)

第8条 システム管理者は、オンライン請求システムの取り扱いについて実施手順（マニュアル）を整備し、システムの利用者に周知の上、常に利用可能な状態にしておかななければならない。

2 情報管理責任者は、ネットワークの不正な利用を発見した場合には、直ちにその原因を追求し対策を講じなければならない。

(懲戒)

第9条 本規程で定めた事項に対する違反があった場合は、個人情報保護管理規程、職員就業規則又はレセプト点検の委託における個別契約に基づいて懲戒する。

(その他)

第10条 本規程に定めのない事項及び本規程の変更は、理事会の議決によるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。